

2015年

税務申告をマスターする!

<前編>

贈与税のポイントと申告時の注意点

田中卓也税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者 田中卓也

税務申告の時期が近づいてきました。毎年この時期になると、FPに対しても税務に関する相談が増えてくることでしょう。特に今回は、2015年からの相続税改正に伴い、生前贈与を行う人が増えました。それに伴い、2015年3月期に初めて贈与税の申告を行うという人も一定数いると思われます。そこで、本稿では前編として、相続税対策として贈与を行う際の注意点、特例を使った際の申告のポイントについて解説します（後編では所得税を取り上げます）。

2015年1月から相続税において遺産にかかる基礎控除額の引下げを幹とした相続税の課税ベスの拡大が施行される（図表1）。これにより、今まで「相続税の納付義務のない人」から「相続税の納付義務のある人」が都市部を中心に増えることが予想されています（そこで、相続対策としてはまず思いつくのが「だったら、生前贈

与の申告に 관심が集まる」とされる。そこで、まずは、生前贈与を行なう際の注意点、特例を使った際の申告のポイントについて解説します（後編では所得税を取り上げます）。

この状況を受け、2015年3月期申告はいつもにも増して、贈与税の申告に関する相談を行なっている人との状況をみていく。

PART1 生前贈与による相続対策を行っている人の状況

国税庁から「平成25年分の所得及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税」という統計資料が発表されている。それによると、贈与税の申告書を提出した人員は49万1000人で、平成24年分の43万7000人から5万5000人増加、割合にして12・6%増加しているとのデータが読み取れる。

さらにそのうち、申告納税額と

のであるのに対し、贈与税は「自発的に申告する」「相続対策の一環として生前贈与を積極的に活用する」ということがあるのだ。つまり、平成25年分（平成26年3月期）の贈与税の申告状況から読み取れるのは、通常年にも増して、贈与税の申告書提出という行動をした人が増えた（+12・6%）

ということ以上に納税額が申告員以上の伸び（+31・1%）を示していることから、富裕層ほど生前贈与に関する関心が高いといふことが挙げられるようと思われる。

なお、上記データの中には申告

納税額のないものも含まれている。

その数値は平成24年分が13万80

000人から平成25年分が16万1000人とやはり11・7%の伸びを示している。

これらのことと総合すると、平成27年から相続税の遺産に係る基礎控除額の引下げが行われる前に「贈与税を払ってでも、積極的に生前贈与してしまおう」という人

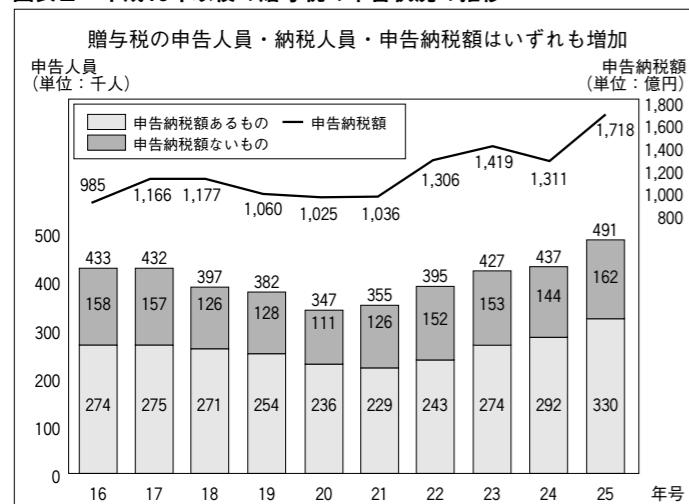
が増えたという側面と、贈与税の別所得税含む、以下同じ）や消費税の申告とは大きく違う。所得税、消費税が「（納税義務などの）必

要に迫られて申告する」というも

相続税改正ポイント 遺産にかかる基礎控除の引下げ	
【改正前】 5,000万円+ (1,000円×法定相続人の数)	【改正後】 3,000万円+ (600円×法定相続人の数)

出典：国税庁「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

图表2 平成16年以後の贈与税の申告状況の推移



出典：国税庁「平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告状況等について」

PART2 (贈与税の配偶者控除／住宅取得等資金の贈与)

「相続税の節税も図りたい、さりとて、贈与税も払いたくない」という方が活用している主な特例が「贈与税の配偶者控除」と「住宅取得等資金の贈与の非課税特例」である。

これらの特例の効果の共通点は「相続開始前3年以内の生前贈与は相続財産に計上する」という、いわゆる「3年内持戻し加算」の対象から外れるということにある。

● 「贈与税の配偶者控除」

贈与税の配偶者控除というのは夫婦の間で居住用の不動産等を贈与したときの配偶者にかかる税金が非課税になる特例のことを指す。婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに特例として2000万円が非課税となるので、最高2110万円まで贈与税の課税対象とならない。

この特例を受けるための具体的